

四 議会発来翰文書綴

海軍官舎跡の土地原状回復上申書

昭和二十六年十月一五日

土地原状回復に関する上申書

金谷町金谷河原字市ヶ畷地先、元海軍官舎設置の土地（地積約七五〇坪）は、元来我々の居住地に近接した里畑にて、地味豊沃、施肥その他好条件の為め収穫も多く、収益状況も可良で、父祖伝来の貴重な畑であった。昭和一七年二月旧大井航空隊は将校下仕官の官舎設置の必要に迫られ、その敷地を物色中であつたが、当時食糧増産の立場より、田地の埋立等は厳に禁じられておる關係上、容易に適地見当らず、八方苦慮の結果該当地域が地形も高く特に土盛の必要も無く人家に接近して日常の生活にも便利なので、之を適地と定め、急速施工の為め地主の意向など考慮せず一方的に借上げを決定・調印せしめ、直に着工したものであります。

終戦後地上物件たる家屋は、軍より財務局の手に移り、その後町当局が右家屋の払下げを受け、只今は町有財産と聞いておりますが、戦後各地の状況を見るに、戦時中の借上げ物件は速にそれぞれ縁故者に返却し、大体に於て整理も一巡した今日の実状より推して、該地所は急速に現状に回復し、地主をして自由処分可能なる様、切に要望して己まない次第であります。茲に關係地主一同、連署して委細を具申し、町当局の理解ある御協力を切望し、之が上申書を提出する次第であります。

昭和二十六年十月一五日

榛原郡金谷町金谷河原一六六一

地主 末広 吉之助[㊤]

同 郡金谷町金谷河原二一〇一

地主 塚本 三二郎[㊤]

同 郡同 町 同字一六八

地主 大久保 千作[㊤]

同 郡同 町 同字一九八一・二

同 同 杉田 増太郎[㊤]

同 郡同 町 同字一九五八・一

同 同 秋山 福太郎[㊤]

榛原郡金谷町金谷河原二一五一

地主 戸田 象一郎[㊤]

同 郡同 町金谷一〇三一

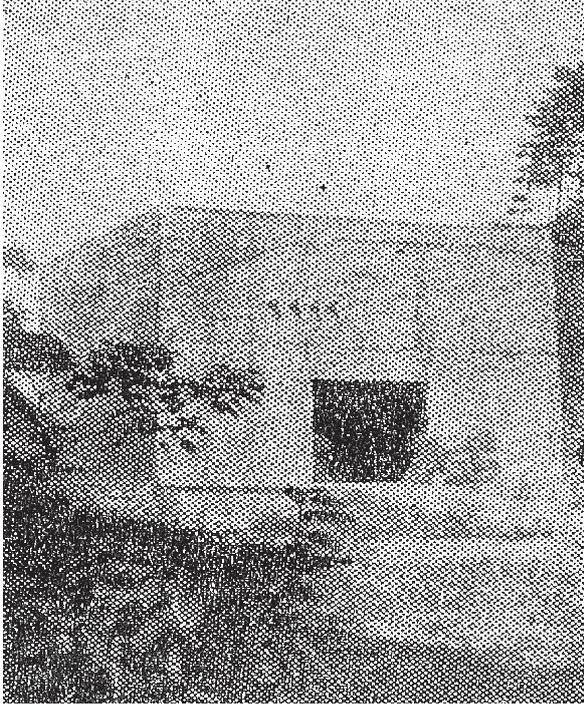
地主 鈴木虎男[㊤]

金谷町会議長

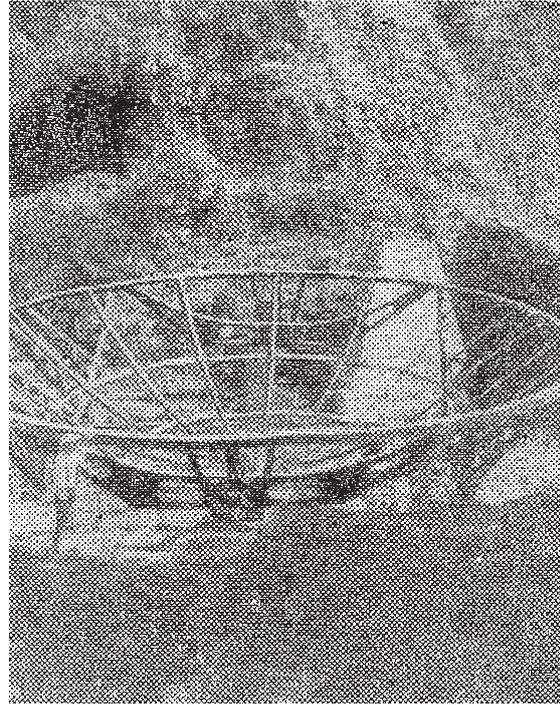
伊藤 利司殿

（金谷町文書 『金谷町史 資料編三 近現史』より）





発振室と考えられる建物



ハラボラ反射鏡



『中ロトピック』表紙 1950年1月特大号